

北上市体調不良児保育事業費補助金交付要綱（令和2年北上市告示甲第47号）の一部を次のように改正し、令和7年度分の補助金から適用する。

令和7年8月6日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（補助金の額） 第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。 （1）基本額 事業実施期間が6月以上である場合にあっては <u>4,500,000円</u>、6月に満たない場合にあっては<u>2,250,000円</u> （2） [略]	（補助金の額） 第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。 （1）基本額 事業実施期間が6月以上である場合にあっては <u>4,794,000円</u>、6月に満たない場合にあっては<u>2,397,000円</u> （2） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	